

北海道レポート

三月の末と四月の中旬に北海道に広葉樹の買い付けに旭川で開催される銘木市に出かけました。一人で旭川に出張するのは約10年ぶりです。空港に到着して真っ直ぐ広葉樹の銘木市の下見に出かけましたが、そこで感じたのは、正直言って服部商店が生まれ変わらなければ、10年先は生き残ってないと思った事でした。

私が北海道に始めて出かけたのは15歳の時でした。うろ覚えですが、当時の事は覚えています。それから今年で50歳になり35年間の思い出が有ります。

原木の下見を暫くすると悲壮感を凄く感じました。その悲壮感が直ぐには何かは私も解りませんでした。2時間位下見をすると何となく感じる物が有りました。其れは、これから2~3年間は何とか今と同等の広葉樹の良い製材品をお客様に提供出来ると思います。その先は無理になるのではと思った事でした。多分そう思った理由は色々あるかと思いますが、その主な理由は、原木の質が自分の思ったより早いスピードで劣化が進んでいる事や、北海道産の純国産広葉樹の量的な不足感、外国の広葉樹原木に頼らなければならない状況になってしまった事だと思います。

例えばナラ・タモ・シナ・キハダ・クルミは外国産の材の方が品質的に上です。純国産のナラ・タモ・シナ・キハダ・クルミの良質材は限られた数量しか有りません。その限られた数量を取り合いしているのです。まして本年の4月1日からロシア材の原木の輸出関税は25%に上がりました。そして永遠にロシア材が日本に入ってくる保障は有りません。唯一アメリカ・ヨーロッパの管理された森林から生産される原木は多分価格は別にして安定供給は可能だと思いますが資源ナショナリズム等の政治的状況で先は私も解りません。

以上の様な事が相まって服部商店が今の良質な広葉樹製材品を供給が何時まで出来るのかと言う事が私に悲壮感を与えたのではないかと思います。



左の写真はカツラの原木の写真ですが品質的には下のグレードです。しかし値段は一人前の値段でした。私は落札出来なかったです。写真の木口は原木の末です。それを見ていただけたら解ると思いますが、芯が二つ見えます。この付近で大きく枝が分かれている証拠です。

つまり枝に相当近いのです。

広葉樹も針葉樹も元一番玉か若しくは二番玉までが良質材です。三番玉、四番玉になれば低質材の部類です。

このカツラ原木ははっきり言って低質材ですが、マーケットに有るカツラ原木の量的な不足が値段の高騰に繋がって

ます。

服部商店は長年カツラ材を広葉樹の軸に取り扱ってきました。そしてカツラ原木の製材した数量は数えられない数量です。昔の良材が本当に懐かしいです。【二十年前は直径70センチ以上の原木が多数有りました。】

ところで少し話しが逸れますが、服部商店がカツラ原木を扱ってきた事が良かったと思うことが有ります。それはカツラが広葉樹の仲間が一番製材が極めて難しいのです。ナラ・タモ等はカツラから見ると製材にしても、原木の見方にしても割りと簡単です。広葉樹の仲間カツラほど芯の出来の悪い樹種は有りません。

カツラを極めてきた眼力が服部商店の源です。

中国レポート(第二回)

4、中国国内の製材工場の実力

右の写真はマレーシアの製材工場の写真です。機械は日本製です。見ていただいたら解りますが1993年の物です。この工場は当時南洋材のペルポックと言う原木を製材していました。

製材品の仕上がりは、機械が良いので、厚みムラも少ない、日本人向けの商品が出来る工場です。

【純日本製の機械です。】



右の写真は今年私が訪問した中国の製材工場の物です。上の写真と比較して機械が粗末に見えると思います。

【中国製の機械です。】

この製材機械でナラ・タモの広葉樹原木を製材しています。はっきり言って無理して、広葉樹原木を製材しているとしか見えませんでした。



樹種の硬さによって、製材工場の設備の違いが有ります。広葉樹はハードウッドと言います。ハードと名前が付くのですから、硬いです。特にナラ・タモは硬い部類の樹種です。従ってそれなりの設備でなくては、原木を製材して板に出来ないのです。又原木から板を取る場合その原木に合わせた鋸でなくてはならないのは当たり前です。上の写真のマレーシアの日本製の機械なら、南洋材以外の樹種ナラ・タモも十二分に製材出来ます。下の中国の製材機械は、人海戦術でしか製材できないし、又機械の精度が悪い為に、良い製材品がコンスタントに出来ません。【この写真では少し解かり難いかも知れませんが鋸の品質が中国は劣ります。】

無理な設備で製材した製材品と、それなりの設備で製材した製材品とは全く違う物です。

5、一つだけ気に入った中国人の物の考え方



スケルトンとインフィルと言う表現が建築家のお言葉でよくお聞きするのですが、中国国内の所謂マンション(アパート)はスケルトンのみの販売だそうです。例えばスケルトンが800万円とします。その中にインフィル部分が当然必要ですが、その部分は予算(300万円～色々とお聞きしています)に合わせた物が出来るのだと聞いたのです。

日本の場合分譲マンションは、殆どインフィルは出来上がっています。スケルトンのみ購入して、好みに合わせたインフィルは出来ません。

私は一戸建ての家に住まいしているのでマンションは解らないので友人に中国のマンションの事情を話しました。友人は出来る事なら中国みたいに内装が別に出来れば良いが、しかしローン会社の問題が生じないかなーとか、他の問題が生じなければ良いなーと言っていました。いまいち、解らないと言っていました。

私はあくまでお施主様目線で住まいを見たとき、出来る事ならスケルトンとインフィルを画一のようにしているマンションより中国的な分離している住まいの方が良いのではと思います。その方が予算に合わせた生活出来る空間作り出来るし、必要の無い内装にお金を掛けずに済みお施主様にも納得した住まい作りが出来上がると思います。

* スケルトン—図体(骨組み一体)

* インフィル—内装全般(住まいの部分です。)

建築士様から大変面白い事を教えていただきました

●建築確認・検査・報告制度の合理化について

1. 建築確認制度の合理化 (▶ 建法5の3, ▶ 建令13の2)
次に掲げる建築物の建築 (①②にあつては、建築、大規模の修繕、大規模の模様替、③にあつては建築に際する) については、建築基準法令の単体規定の一部を建築基準関係規定から除外するものとする。
① 大目による「型式適合認定」(▶ 建法68条の10) を受けた型式に適合する建築材料を用いる建築物
② 認定型式に適合する建築物の部分有する建築物
③ 建法6条1項4号に掲げる小規模な建築物で建築士の設計したもの
(特殊建築物では100㎡以下、木造では2階以下で延べ面積500㎡以下、木造以外では平面で200㎡以下が対象)
2. 建築検査制度の合理化 (▶ 建法7の5)
1に掲げる建築物の建築の工事で、建築士である工事監理者により設計図書どおり実施されたことが確認されたものについては、建築基準法令の単体規定の一部を建築基準関係規定から除外するものとする。
3. 建築確認に関する消防長等の同意制度の合理化 (▶ 建法93-1-3, ▶ 建令147の3)
防火・準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅等を除く)及び建築設備に係る建築確認に関し、消防長等の同意を不要とし、消防長等に通知すれば足りるものとする。
4. 建築物の適正な維持保全の確保 (▶ 建法12-1, 8-2)
定期報告制度の対象建築物の範囲を拡大するとともに、対象建築物の所有者等によるその建築物の維持保全に関する計画書作成等が義務づけられた。

●建築士の設計範囲

▶ 建士法3~3の3

延べ面積 (㎡)	構造	木造建築物			RC造・CB造・無筋CB造・煉瓦造・石造・鉄骨造	
		平家建	2階建	3階建		
延べ面積 (L)	高さ・階数	高さ > 13m 又は 軒高 > 9m	高さ > 13m 又は 軒高 > 9m			高さ ≤ 13m, かつ、軒高 ≤ 9m
			高さ > 13m 又は 軒高 > 9m			高さ > 13m 又は 軒高 > 9m
	L ≤ 30	平家建, 2階建	①と同じ			②と同じ
		3階建以上	③と同じ			
		① 誰にでもできる				
		② 1級・2級建築士でなければならない				
30 < L ≤ 100	平家建, 2階建	①と同じ			③ 1級建築士でなければならない	
	3階建以上	②と同じ				
100 < L ≤ 300	平家建, 2階建	① 1級・2級又は木造建築士でなければならない			③ 1級建築士でなければならない	
	3階建以上	② 1級・2級建築士でなければならない				
300 < L ≤ 500	平家建, 2階建	① 1級・2級又は木造建築士でなければならない			③ 1級建築士でなければならない	
	3階建以上	② 1級・2級建築士でなければならない				
500 < L ≤ 1000	一般	① 1級・2級又は木造建築士でなければならない			③ 1級建築士でなければならない	
	特建	② 1級・2級建築士でなければならない				
1000 < L	一般	②と同じ			③ 1級建築士でなければならない	
	特建	③と同じ				

memo. 上表中、特建(特殊建築物)とは学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オーティoriumを有するもの)、百貨店をいう。
上表中、①の場合100㎡(約30坪)以下なら住宅等素人が設計してもよいことになる。また、大工さんに設計を含め一式まかせることができる。木造建築士は伝統的木造建築技術を専門とする棟梁達のうち、設計・工事監理が的確にできる能力のあるものに対し、資格制度がつけられたもの。木造建築物で高さ > 13m 又は 軒高 > 9m のものは、特別の構造計算を必要とし、1級建築士の所掌とすることになった。
建築士が設計の委託を受けたときは、その委託者に対し、設計の内容について適切な説明を行う義務がある。

上記の書類は私が懇意にしている建築士さんから頂きました。その書類の中に大変興味の有る事が書いてあるぞと言うお話で頂きました。そして具体的に10メートル×10メートルつまり100平米以下の建物は建築士の許可が無くとも誰でも家は建てられますよと仰っていたのです。私は何回も自分の耳を疑い、何回も聞きなおしましたが、法文上誰でも家を建てられます。又簡易ソフトが販売されているので一通りの事をマスターすれば誰でも出来ますと仰っていました。

そこで私は建築士さんの仕事は一体何なのですかと聞いたらお答えは『例えば、お施主さんと食事をしながら、人生観とか価値観、そして家族関係等の情報を世間話から聞き出しそれを図面に起こしなおすのが仕事です。』割と簡単でしたが、よく考えてみると当たり前の事を当たり前にすることだったので、以前服部新聞で書きましたが、当たり前の事を当たり前にするのだなと感じました。

家を建てるのではなく住まい作りこそ建築士さんの仕事であって、我々木材業者は対お施主さんの為に如何に建築士さんに解りやすい情報を発信し、素晴らしい住まいづくりの【縁の下の力持ち】になることが求められているとこの書類を頂いて思いました。